

生駒市条例第6号

生駒市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市営住宅条例の一部を改正する条例

生駒市営住宅条例（平成9年12月生駒市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第41条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係る改正前の生駒市営住宅条例第41条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。